

カーポート等の「高い開放性を有する構造の建築物」の建築面積の取扱いについて

香川県土木部建築指導課

建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号において、次のとおり定義されていますが、カーポート等のように高い開放性を有する構造で、建設省告示第1437号に適合すれば、「その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。」こととされています。

○建築基準法施行令

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 建築面積 建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

○建設省告示第1437号 高い開放性を有すると認めて指定する構造（平成5年6月24日）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造は、次に掲げるものとする。

一 外壁を有しない部分が連続して4m以上であること

二 柱の間隔が2m以上であること

三 天井の高さが2.1m以上であること

四 地階を除く階数が1であること

この考え方により・・・

隣地及び他の建築物（塀等も含む）からの距離や床面積に関わらず、右図のように建築面積を算定することとなります。

なお、詳細の算定方法等については、下記の建築指導担当までお問い合わせ下さい。

県	：香川県建築指導課	☎087-832-3611
(高松市以外)	長尾土木事務所	☎0879-52-2588
	中讃土木事務所	☎0877-46-3183
	西讃土木事務所	☎0875-25-5261
	小豆総合事務所	☎0879-62-1334
高松市	：高松市建築指導課	☎087-839-2488

